

平成27年度の連絡協議会の取組み

＜第3回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

平成28年8月2日（火）



<目次>

- 1. 連絡協議会設立**
- 2. 平成27年度の会議概要**
- 3. 平成27年度の広報による取組み（実績）**
- 4. 平成28年度の連絡協議会の進め方**

1.連絡協議会設立

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」について

1. 設立趣旨

昭和30年代を中心とした高度経済成長期に一斉に建設された道路ストックが高齢化し、建設後50年を経過する割合が増加する中、今後さらに道路構造物の老朽化が進みます。平成24年には中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板崩落事故が発生し、9名の尊い命が犠牲となる大事故が発生しました。これを契機に道路構造物の高齢化の現状に警鐘が鳴らされ、道路インフラ全体の危機として認識が改められました。

道路の老朽化問題を受け、適切な道路の維持管理及び修繕を行っていくとともに、いかに既存の道路ストックを守り、長寿命化させていくか検討する必要があります。

その中で、道路の劣化に対し大きな影響を与えるとされる重量を違法に超過した大型車両への抜本的な対策が重要視されています。道路構造物の保全および交通の安全を確保するために、道路法第47条第1項に基づく一般的制限値を超える車両（以下、「特殊車両」という）については、道路管理者による許可制度（特殊車両通行許可制度）が設けられています。しかしながら、制度を無視した悪質な無許可車両による走行が後を絶たないことから、平成26年5月9日に発表された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に示された「基準の2倍以上の重量超過違反車両の即告発」という制度が翌年2月23日から運用されています。

大型車両の適正かつ安全な走行実現のために道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、情報共有や意見交換を行って、こうした現状を改善するためには、運送事業者や荷主をはじめ、ひいては社会一般まで特殊車両通行許可制度を浸透させていくことが重要です。また、従来の個々の取組みを融合・発展させて、広報を中心としたより良い取組みを継続することも重要です。

このため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的として、「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を設立するものです。なお、本連絡協議会は特殊車両の通行需要が非常に高い東京都、神奈川県、千葉県の1都2県（全国の特種車両通行許可申請件数の約15%を占める）を管轄する関係組織によって構成します。

1.連絡協議会設立

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、各組織で取り組んでいる内容を踏襲し、従来とは異なる手法も取り入れながら取り組みを展開するため、大型車両の走行の安全性や重量違反車両の取締に関する知見について、情報の共有や意見交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 連絡協議会には、委員の互選により座長を置く。

3. 座長は、関東地方整備局 地域道路調整官が務め、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会及び活動事項)

第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

(1) 大型車両の走行に関する知見や情報の共有や意見交換に関すること

(2) 取組内容の検討に関すること

(3) 連携活動の検討に関すること

(4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること

(5) その他

(連絡会)

第5条 連絡協議会は、定期的に座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の運営に関する事務は、国土交通省関東地方整備局道路部交通対策課が行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成28年1月29日から施行する。

1.連絡協議会設立

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会委員 名簿

(順不同)

○関係企業団体

- ・ 一般社団法人 千葉県トラック協会
- ・ 一般社団法人 東京都トラック協会
- ・ 一般社団法人 神奈川県トラック協会
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 千葉支部
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 東京支部
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 神奈川支部

○関係行政機関

- ・ 警視庁 交通部
- ・ 千葉県警察本部 交通部
- ・ 神奈川県警察本部 交通部
- ・ 国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車交通部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車監査指導部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車技術安全部

○道路管理者

- ・ 国土交通省 関東地方整備局 道路部
- ・ 千葉県 県土整備部
- ・ 東京都 建設局 道路管理部
- ・ 神奈川県 県土整備局 道路部
- ・ 千葉市 建設局 土木部
- ・ 川崎市 建設緑政局 道路管理部
- ・ 横浜市 道路局 道路部
- ・ 相模原市 都市建設局 道路部
- ・ 東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部
- ・ 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部
- ・ 中日本高速道路株式会社 八王子支社 保全・サービス事業部
- ・ 首都高速道路株式会社 保全・交通部

1.連絡協議会設立

連絡協議会の運営計画

実施内容		平成27年度	平成28年度	平成29年度
連絡協議会		・連絡協議会の設立 ➢ 大型車両を取り巻く課題の抽出及び関係機関の情報交換・共有 ➢ 広報の効果検証	・連絡協議会による連携体制の強化 ➢ 広報の効果検証（アンケート調査等） ➢ 関係機関連携による合同取締りの結果報告	・連絡協議会の継続的かつ主体的な取組みの促進（PDCAサイクル） ➢ 社会一般に向けた広報の効果検証（アンケート調査等） ➢ 取締りによる結果報告及び検証 ➢ 大型車適正化の達成状況の確認及び検証 ➢ 平成30年度以降の連絡協議会の活動方針の検討
広報活動		・連絡協議会の広報の取組み ➢ SNS（ツイッター）の情報発信 ➢ バナー広告による広報 ➢ 新聞広告の掲載 ➢ 連絡協議会ホームページの開設	・継続的な広報の取組み ➢ SNS（ツイッター）の情報発信 ➢ 連絡協議会及び各機関ホームページによる広報 ➢ バナー広告による広報 ➢ 新聞広告掲載	・社会一般向けの継続的な広報の取組み ➢ SNS（ツイッター）の情報発信 ➢ 連絡協議会及び各機関ホームページによる広報 ➢ バナー広告による広報 ➢ 新聞広告掲載
適正化方針	通行許可の基準等の見直しと許可審査手続きの改善	・許可までの期間の短縮 ➢ 大型車両を誘導すべき道路の拡大及び国による一括審査の実施	・適正に利用する者の許可の簡素化 ➢ 違反実績のない者に対する許可期間延長 ➢ ITS技術を活用した通行許可の運用	・許可期間の大幅な短縮 ➢ 個別協議箇所の削減、許可の簡素化及び審査体制の集約化による許可期間の大幅な短縮
	違反取締り及び違反者への指導等の強化	・違反取締りの実施 ➢ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締りの実施 ➢ 関係機関連携による交通安全対策の実施	・連絡協議会による取締りの実施 ➢ 交通安全運動期間等における連絡協議会による取締りの実施 ➢ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締りの実施 ➢ 関係機関連携による交通安全対策の実施	・連絡協議会による合同取締りの実施 ➢ 計画的な連絡協議会による合同取締りの実施 ➢ 各道路管理者連携による大型車両の違反取締りの実施 ➢ 関係機関連携による交通安全対策の実施

2.平成27年度の会議概要（第1回）

【第1回】大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会 会議概要

1. 会議開催日時・場所

- 日時：平成28年1月29日（金）14時00分～16時00分
- 場所：九段第3合同庁舎11階 共用会議室4

2. 座長（関東地方整備局 地域道路調整官）挨拶の概要

- ・高度経済成長期に一齐に整備された道路施設は急速に老朽化が進み、安全性が危惧されている。
- ・重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に対して大きな影響を与えているため抜本的な対策が必要。
- ・大型車両に関する知見や情報共有を行い、連携した取組みを継続的に展開していくことを目的に、関係機関・関係団体からなる「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を設立する。
- ・道路構造物の長寿命化、効率的かつ迅速な物流の実現、そして交通の危険防止の観点から大型車の通行適正化は必要不可欠なものであり、実現に向けて協力願いたい。

3. 議事内容

①議事概要

- 1) 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(仮称)」の設立について
 - ・設立趣旨、規約、委員および本連絡協議会の運営計画について、承認された。
- 2) 「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」について
 - ・適正化方針発表に至る背景、経緯から最近の運用状況まで、概要を確認した。
- 3) 大型車両を取り巻く課題と対策（案）について
 - ・大型車両を取り巻く現状の課題の共有、そして今後連絡協議会として広報によって解決を図っていく課題について確認した。その他の課題については次回以降の連絡協議会で議論する。
- 4) 広報の具体的な取り組み方針（案）について
 - ・運送事業者、荷主に加え、社会一般に対しても大型車両を取り巻く現状について認知、理解を求め、課題解決を図るため、新聞広告や SNS をはじめとする各種媒体を利用し、継続的な情報発信を行っていくことを確認した。

②主な意見等

- ・特殊車両通行許可申請が受理されるまでに相当の時間を要しているため、許可までの期間を短縮化してほしい。
- ・大型車の適正な通行について広く理解を頂くためには、道路が傷むことで補修工事による渋滞に巻き込まれる等、道路を利用される方にも影響があることについて、分かりやすく道路管理者側からお知らせする必要がある。
- ・団体では違反車両排除に向けて取組みを行い、効果を上げているが、今後道路管理者及び関係行政機関とも本協議会を通じて連携を図りたい。

4. その他

1) 雪に関する注意喚起（事務局より）

- ・昨今、突然の大雪により大型車両の立ち往生が発生し、交通に大きな影響を及ぼしている。今週末にも大雪の予報が発表されているため、早期のタイヤチェーン装着について関係団体を通じて注意喚起の協力を願いたい。

5. 今後の予定

- ・次回の連絡協議会は3月中旬頃

2.平成27年度の会議概要（第2回）

【第2回】大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会 会議概要

1. 会議開催日時・場所

- 日時：平成28年3月16日（水）13時30分～15時20分
- 場所：九段第3合同庁舎11階 共用会議室4

2. 座長（関東地方整備局 地域道路調整官）挨拶の概要

- ・大型車両の適正かつ安全な走行実現のために関係機関が情報交換・共有を通して連携することを目的に、平成28年1月末に本協議会を設立した。
- ・第1回会議では特に大型車両を取り巻く課題と対策について確認したが、引き続き本会議においても意見交換を行いたい。
- ・連絡協議会としてホームページ、ツイッター、新聞広告等をはじめとする広報を積極的に実施しているが、それらについての効果検証結果を共有し、来年度の広報による取組み等について議論を行いたい。

3. 議事内容

①議事概要

(1)第1回連絡協議会議事結果等の確認について

- ・1/29に開催した第1回連絡協議会の概要および、本協議会に関する報道状況について確認した。

(2) 広報による取組み状況及び効果検証報告について

- ・連絡協議会による広報の取組み状況を確認し、その中からバナー広告、ツイッター、新聞広告についての効果検証結果を報告した。特に新聞広告については、ツイッターを検証ツールとして利用し、広告への興味・関心を測定した結果、一定の効果が確認された。

(3) 更なる広報効果の波及に向けて

- ・(2)の検証結果を基に平成28年度も各広報媒体を継続して検討することを確認した。また、ポスター・チラシ、バナーを活用した連絡協議会メンバーによる新たな広報展開について、平成28年春頃から順次開始することを確認した。

(4) 大型車両を取り巻く課題への対応状況について

- ・広報によって解決を図る課題の他、特殊車両通行許可審査の短縮化、未収録道路の収録促進、違反車両に対する通報の対応について、具体的な対策状況を確認した。

(5) 平成28年度の連絡協議会の進め方（案）について

- ・平成28年度の協議会は2回行い、秋頃に合同取締りおよびイベント等を活用した新たな広報の取組みを実施する予定とし、了承された。

②主な意見交換内容

- ・連絡協議会によるチラシ、ポスター、バナー等のツールを可能な方法で活用して広報展開していきたい。
- ・広報の効果的な活用手法として、ホームページ上には掲載しにくい情報をツイッターで発信する等、媒体を使い分けることは有効ではないか。
- ・新聞広告掲載後に一般の方から違反車両の取締りの要望があったが、機材等の関係から過去に取締り実績がないため、来年度予定されている連絡協議会による合同取締りに参加したい。
- ・大型車誘導区間の追加指定について連絡協議会における検討課題としてほしい。また、建設現場等が多い場所、今後増加が見込まれる場所について情報提供するので経路にあたる未収録区間について、引き続き収録をお願いしたい。

4. 今後の予定

- ・次回の連絡協議会は7月頃実施する。

3.平成27年度の広報による取組み（実績）

平成27年度は下記の媒体を用いて広報活動を開始した。

- ①Twitter
- ②バナー広告
- ③新聞広告
- ④チラシ・ポスター
- ⑤連絡協議会ホームページ
- ⑥特殊車両通行ハンドブック

①Twitter

- 平成28年2月～『特車総合ツイッター』情報発信を開始した。
- 通行規制情報の発信を軸に、特車制度や申請に関わるお知らせ等を随時発信。
- フォロワー数は増加傾向にある。



②バナー広告

- (公財)日本道路交通情報センターが運営する『道路交通情報Now!!』のトップページおよび高速道路（関東地方）画面にバナー広告を掲載した。
- 掲載期間は平成28年2～3月の2ヶ月間実施。
- バナーのリンク先は連絡協議会ホームページとした。



3.平成27年度の広報による取組み（実績）

③新聞広告

- 東京都、神奈川県、千葉県
の各エリアにおいて総発行部数の50%以上を占める一般紙および地方紙
（右表）の組み合わせで掲載した。
- 掲載日は平成28年3月4日（金）～7日（月）。

掲載紙	掲載エリア	掲載形態	掲載日	掲載場所
読売新聞	東京都内版、東京多摩版	朝刊 白黒 五段	3月6日（日）	地域面 （33面）
産経新聞	都内23区版、多摩・武蔵野版		3月4日（金）	地域面 （27面）
読売新聞	神奈川県版		3月7日（月）	地域面 （33面）
神奈川新聞	神奈川県		3月5日（土）	防災記事面 （5面）
読売新聞	千葉県版		3月4日（金）	地域面 （32面）
千葉日報	千葉県		3月5日（土）	国内政治面 （2面）
日経新聞（首都総合版）	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県		3月4日（金）	地域経済面 （35面）

[illegible]

④チラシ・ポスター

- 大型車通行適正化を訴えるチラシ及びポスターを作成した。
- チラシは、取締り時や講習会での配布、受付窓口への設置等によって活用する。
- ポスターは、受付窓口等での掲出、またはマルチインフォメーションボード（NEXCO中日本）での展開が可能。

[illegible][illegible]

チラシ

ポスター（紙）/デジタル用

© 2013 Pearson Education, Inc. or its affiliate(s). All rights reserved. Pearson Education, Inc., publishing as Pearson Benjamin Cummings, 101 Philip Drive, Assinippi Park, New York, NY 10984-2135

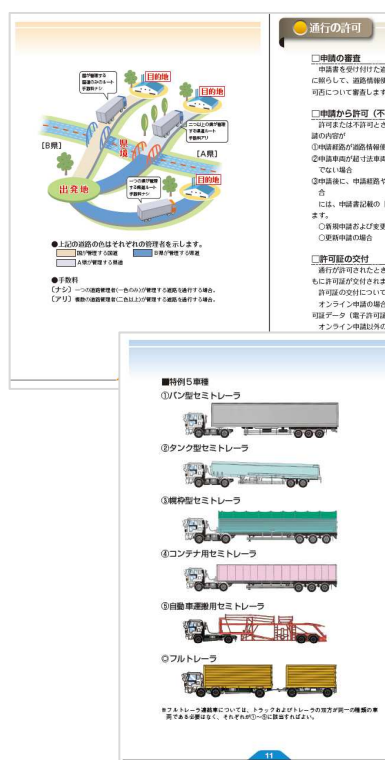
⑤連絡協議会ホームページ

- 連絡協議会の取り組み状況を周知するため、会議資料や記者発表資料、その他特殊車両に関する情報をまとめたホームページを作成した。



⑥特殊車両通行ハンドブック

- 特殊車両の通行に関する法令や申請に関する要点等をわかりやすくまとめたハンドブック2016版を作成し、⑤連絡協議会ホームページにて公開した。
- 2016版を初版とし、今後連絡協議会で追加事項等の意見を収集しながら、各委員のノウハウを盛り込んだ改訂版を作成する。



4.平成28年度の連絡協議会の進め方

平成28年度の連絡協議会の進め方は昨年度の連絡協議会にて下図のとおり承認された。

～第2回連絡協議会資料～

資料5

平成28年度の関東地域連絡協議会の進め方

<会議日程等の概略スケジュール>

●平成28年度の広報開始 〔春頃〕

- ・行事等を活用した連絡協議会による連携した広報開始

●第3回連絡協議会の開催 〔7月頃〕

- ・平成27年度の連絡協議会の取組みの確認
- ・春頃開始した広報による取組み報告
- ・大型車両を取り巻く課題への対策検討（継続）
- ・連絡協議会による新たな取組みの検討（荷主への働きかけ、イベント等） 等

●連絡協議会による連携した取組みの実施 〔秋頃〕

- ・連絡協議会による合同取締りの実施
- ・イベント等を活用した新たな広報の取組みの実施 等

●第4回連絡協議会の開催 〔冬頃〕

- ・合同取締り結果報告
- ・平成29年度の連絡協議会の進め方検討 等

平成29年度